

岐阜県新型コロナウイルス感染症に係る障害者支援施設等感染拡大防止対策事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、障害者支援施設等において新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、感染症の感染拡大及びまん延の防止の徹底を図り、障害者支援施設等のサービス提供を継続するため、障害者支援施設等を運営する事業者（以下「補助事業者」という。）が行う施設、設備等の消毒に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者支援施設等を運営する事業者 県内において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業、同条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）において同条第1項に規定する施設障害福祉サービスを行う事業、同条第18項に規定する一般相談支援事業及び特定相談支援事業、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業並びに同条第7項に規定する障害児相談支援事業を行う者並びに同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）及び同法第43条に規定する児童発達支援センター（以下「児童発達支援センター」という。）を運営する者（個人を除く。）をいう。
- (2) 障害者支援施設等 障害者支援施設、障害児入所施設及び児童発達支援センター並びに前号に規定する事業を行う事業所をいう。

(欠格事由)

第3条 第1条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 役員等（役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人
- (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人

- (4) 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している法人
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人

（補助対象事業等）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）、基準額並びに補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第5条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。
- 4 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額しなければならない。ただし、消費税等仕入控除税額が明らかでないときは、この限りでない。

（補助金の交付の決定の通知）

第6条 規則第7条の規定による補助金の交付決定の通知は、別記第2号様式により行うものとする。

（補助金の交付の条件）

第7条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、規則第6条各号に掲げる事項とする。

- 2 規則第6条第1号から第3号までの知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 規則第6条第1号及び第2号の承認 事業経費配分（内容）変更承認申請書（別記第3号様式）

(2) 規則第6条第3号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第4号様式）

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から30日以内とする。

（補助金の変更の交付の申請）

第9条 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加で補助金の交付を受けようとするときは、別記第5号様式による変更交付申請書に関係書類を添えて、これを知事が定める日までに提出しなければならない。

（補助金の変更の交付の決定等）

第10条 知事は、前条の規定による変更交付申請書を審査し、適当と認める場合は、変更の交付決定を行うものとする。

2 知事は、前項の交付決定を行ったときは、別記第6号様式により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告等）

第11条 実績報告書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。

2 実績報告書には、別記第7号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は当該完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第12条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、別記第8号様式により行うものとする。

（補助金の交付の時期等）

第13条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第9号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

（書類、帳簿等の保存期間）

第14条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

附 則

この要綱は、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	基準額	補助金の額
<p>新型コロナウイルス感染症が発生した障害者支援施設等において、感染症の感染拡大及びまん延の防止の徹底を図るために行う施設、設備等の消毒</p>	<p>需用費（消耗品費に限る。）、役務費（手数料に限る。）及び委託料（交付決定の日の属する年度に発生したものに限る。）</p>	<p>知事が必要と認める額</p>	<p>補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を引いた額と基準額とを比較して少ない方の額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）</p>